

鳥取県バック・アップ型トライアル発注制度に関する実施要領

鳥取県バック・アップ型トライアル発注制度の運営については、鳥取県バック・アップ型トライアル発注制度実施要綱（平成19年8月14日付第200700068066号鳥取県商工労働部長通知。以下「実施要綱」という。）によるほか、この要領により行うものとする。

（トライアル発注対象製品等選定申請）

第1条 鳥取県バック・アップ型トライアル発注制度の対象となる製品等（以下「トライアル発注対象製品等」という。）として選定を受けようとする者は、トライアル発注対象製品等選定申請書（様式第1号）を、県が指定した時期に鳥取県商工労働部産業未来創造課に提出するものとする。

（トライアル発注対象製品等の選定）

第2条 トライアル発注対象製品等の選定手続は、次のとおり行うものとする。

- （1）産業未来創造課は、トライアル発注対象製品等の選定基準（別紙1）に基づき、事前審査を行い、その要件を満たしていないと認めるものは、除外する。
- （2）前号で除外されなかったものについては、鳥取県トライアル発注対象製品等選定会議（以下「選定会議」という。）の審査に諮るものとする。
- （3）選定会議においては、申請書類及び申請者のプレゼンテーションに基づき審査を行い、商工労働部長は、当該審査結果をもとにトライアル発注対象製品等を決定する。
- （4）次の各号のいずれかを満たす場合、申請者は書類審査を行うのに必要な資料等を県に提出することで、前項のプレゼンテーションを省略することができる。
 - ア 鳥取県新商品による開拓事業者認定要領（平成17年10月28日付第200500069466号鳥取県商工労働部長通知）第2条に定める事業者が、同要領第3条第2項の要件を満たす製品等を申請するとき。
 - イ その他商工労働部長が認めたとき。
- （5）選定結果は、申請者に個別に通知する。

（トライアル発注対象製品等の登録）

第3条 トライアル発注対象製品等として選定された製品等についてはトライアル発注対象製品等登録簿（以下「登録簿」という。）に最長24か月間掲載するとともに、トライアル発注データベースに登録し管理する。

2 登録簿は四半期に一度更新し、発注実績ができたトライアル発注対象製品等については更新の際に登録簿から削除する。

（トライアル発注対象製品等の周知）

第4条 登録簿に登録されたトライアル発注対象製品等は、県のホームページに掲載するほか、県の機関内での展示、電子媒体での広報等により周知を図るものとする。

（トライアル発注対象製品等の発注）

第5条 県の機関が登録簿に掲載されたトライアル発注対象製品等の発注を希望する場合は、産業未来創造課へ発注希望連絡票（様式第2号）を提出する。

（発注製品等の評価）

第6条 トライアル発注を行った製品等（以下「発注製品等」という。）については、次の方法により評価を行うものとする。

- （1）トライアル発注対象製品等を発注した機関（以下「発注機関」という。）は、発注製品等の納入後6月を経過した日から15日以内に、使用後の評価を使用後評価票（様式第3号）に詳細に記

載し、産業未来創造課に提出するものとする。

(2) 発注製品等を公共施設に設置する場合等、発注機関以外の者が当該発注製品等を使用する場合には、発注機関は、アンケート等により、幅広い意見を使用後評価票に盛り込むよう努めるものとする。

2 産業未来創造課は、前項により提出された評価結果について、受注者に報告するものとする。

(発注の回数制限)

第7条 同一のトライアル発注対象製品等に対するトライアル発注は、同一の県の機関においては1回限りとする。

(発注金額上限)

第8条 県の機関がトライアル発注するに当たっては、その発注金額（設置等導入に係る経費並びに消費税及び地方消費税の額を含む。）は100万円以内とする。

(納入実績等の報告)

第9条 実施要綱第7条に定める報告は、納入実績等報告書（様式第4号）により鳥取県商工労働部産業振興課に提出するものとする。

2 前項の報告書は、登録簿に掲載された日及びトライアル発注を受けた日からそれぞれ1年を経過した日から15日以内に提出しなければならない。ただし、納入実績等報告書を提出する間隔が6月に満たない場合は、提出時期が遅く到来する納入実績等報告書については、提出を要しないものとする。

附 則

この要領は、平成19年8月14日から施行する。

この改正は、平成21年4月20日から施行する。

この改正は、平成22年6月30日から施行する。

(施行期日)

1 この改正は、平成23年5月31日から施行する。

(経過措置)

2 第9条の報告書の提出について、施行日時点において登録簿に掲載されているトライアル発注対象製品等については、掲載日から1年を経過した日又は本通知の施行の日から1月を経過した日のいずれか遅い日から15日以内に提出するものとする。

この改正は、平成23年12月19日から施行する。

この改正は、平成24年11月30日から施行する。

この改正は、平成25年6月10日から施行する。

この改正は、平成27年6月10日から施行する。

この改正は、平成27年7月23日から施行する。

別紙1（第2条関係）

トライアル発注対象製品等の選定基準

基準項目	説明
<p>（1）県内の中小企業者等が県内で自ら製造し、又は開発したものであること。</p>	<p>次のいずれの要件も満たすこと。 ② 実施要綱第2条第1項1号に定める県内の中小企業者等であること。 ② ①の者が県内で自ら製造又は開発したものであること。</p>
<p>（2）新規性及び独創性があること。</p>	<p>次のいずれかに該当すること。 ①新しい技術や製品開発により、県内にこれまでにない新しい市場、製品領域を作り出す新規性・独創性が高い製品等 ②その分野の製品にとっての新たな技術の利用や新機能の付加などにより、今までの製品と比べてユーザーにとっての使用価値を高める製品等 （対象外の例） ・生産方法のみが新しいもの ・単なる名称変更、パッケージ変更、値下げ ・他社には既に存在する自社にとっての新製品等</p>
<p>（3）市場での流通が十分でないものの、今後の市場性が見込まれること。</p>	<p>次のすべての要件を満たすこと。 ・県機関からの受注実績が少ないこと。 ・市場での流通実績が少ないこと。 ・市場における今後の販路拡大が見込まれること。 （対象外の例） ・作品一つ一つが異なる価値を有する美術品</p>
<p>（4）技術の高度化、経営効率の向上、住民生活の利便の増進のいずれかに寄与すること。</p>	<p>製品等について社会的有用性が認められること。</p>
<p>（5）製品等に適用される法令等を遵守していること。</p>	<p>必要な許認可等をとるなど法令を遵守していること。</p>
<p>（6）県の機関において使用する可能性があること。</p>	<p>県の機関への周知に対する回答又は産業振興課の推薦により、発注の可能性があると認められること</p>
<p>（7）医薬品、化粧品、農水産物、食品、飲料等人が摂取するもの、公共事業での使用を想定するもの並びに過去に本制度に認定された製品等と同一の製品等及びこれまでのトライアル発注対象製品等と類似する製品等でないこと。</p>	<p>左記のいずれかに該当する製品等は、選定から除外する。</p>

様式第2号（第5条関係）

発注希望連絡票			
製品等名称			
企業名			
作成者情報	所属：	名前：	電話：
			作成年月日：

使用場所等			
主な使用者	<input type="checkbox"/> 発注機関の職員 <input type="checkbox"/> 発注機関以外の県職員 <input type="checkbox"/> 来庁者、一般県民 ※ 該当するものが複数ある場合は、すべてにチェックしてください		
発注の理由	<u>※トライアル発注の主旨をふまえて記載してください</u>		
予定している用途			
期待する効果			
所用見込額（円）		見積書の添付	
産業未来創造課の 予算の利用の有無	<input type="checkbox"/> 利用する <input type="checkbox"/> 利用しない （いずれかをチェックしてください）		
発注時期	年 月（ <input type="checkbox"/> 上旬 <input type="checkbox"/> 中旬 <input type="checkbox"/> 下旬）		
評価時期	年 月		

様式第3号（第6条関係）

使用后評価票				
製品等名称				
企業名				
作成者情報	所属：	名前：	電話：	作成年月日：

使用場所等	
主な使用者	<input type="checkbox"/> 発注機関の職員 <input type="checkbox"/> 発注機関以外の県職員 <input type="checkbox"/> 来庁者、一般県民 ※ 該当するものが複数ある場合は、すべてにチェックしてください
期待した効果	
期待した効果についての評価	
期待していた以外の効果	
改良すべき点	
アンケート等の実施状況	<input type="checkbox"/> 実施した <input type="checkbox"/> 実施していない ※ 実施した場合は、以下の内容もご記入ください。 1 実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日 2 有効回答数 件 3 主な回答
その他	

様式第4号（第9条関係）

納入実績等報告書

年 月 日

鳥取県知事 ○○○○ 様

住 所

会 社 名

代表者職氏名

印

鳥取県バック・アップ型トライアル発注制度実施要綱第7条の規定に基づき、以下のとおりトライアル発注対象製品等の納入実績等、現在の状況を報告します。

製 品 等 の 名 称	
担 当 者	役職・氏名： 電話番号： e-mail：
トライアル発注対象製品等 登録簿掲載日	年 月 日
トライアル発注による 納 入 実 績	<input type="checkbox"/> あり（予定含む） 納入機関名： 納入年月日： 年 月 日 <input type="checkbox"/> なし
トライアル発注以外の 納 入 実 績	<input type="checkbox"/> あり（件数： 件） （納入先、納入年時期、数量、金額を記載してください。） <input type="checkbox"/> なし
販売促進への取組状況	1 トライアル発注対象製品等登録簿に掲載後の販売促進についての取組内容 （例）ホームページ、パンフレット等にトライアル発注対象製品等となったことを記載しPRした。

